

世界農業遺産（GIAHS）専門家会議の設置について

平成26年3月24日付け25農振第2237号

1. 目的

世界農業遺産（GIAHS）専門家会議（以下「専門家会議」という。）は、国連食糧農業機関（FAO）が定めるGIAHS申請・認定手順書に沿った国内の認定申請手続の円滑な推進を図るとともに、GIAHS認定地域において行動計画に沿った活動が適切に実施されるよう、専門的視点から助言することを目的として設置する。

2. 実施事項

- (1) FAOへ新規のGIAHS認定申請を行おうとする地域の評価
- (2) GIAHS認定地域における活動状況等のモニタリング及び評価
- (3) その他世界農業遺産について技術的に検討すべき事項

3. 実施体制

- (1) 委員は別紙のとおりとする。
- (2) 委員のほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- (3) 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
- (4) 委員長は、委員の互選により選任する。
- (5) 委員長は、必要に応じて委員長代理を置くことができる。
- (6) 委員の代理出席は、原則としてこれを認めない。

4. 開催及び報告

- (1) 専門家会議は、必要に応じて農林水産省農村振興局長が招集する。
- (2) 専門家会議の進行は、委員長が行うものとする。
- (3) 専門家会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- (4) 専門家会議は、2. 実施事項について審議等を行うものとし、2. 実施事項の(1)については、その結果を農林水産省農村振興局長に報告するものとする。

5. 公 開

- (1) 専門家会議の会議及び議事録は、非公開とする。
- (2) 専門家会議は、原則として議事概要を公開するものとする。

6. 事務局

会議に係る事務は、農林水産省農村振興局農村政策部農村環境課において処理する。

7. その他

上記に定めのない事項については、必要に応じて専門家会議において決定するものとする。